

設 立 総 会

会 議 録

尾鷲市地域公共交通活性化協議会

設 立 総 会 会 議 録

○開催日時 平成20年5月28日(水)午後1時30分～

○開催場所 尾鷲市市役所3階第3委員会室

○会議日程

1 開 会

2 会長挨拶

3 委嘱状の交付及び委員の紹介

4 議 事

(1) 地域公共交通活性化協議会について

(2) 報告事項

報告第1号 尾鷲市地域公共交通活性化協議会規約について

(3) 協議事項

協議第1号 尾鷲市地域公共交通活性化協議会会議運営規程について

協議第2号 尾鷲市地域公共交通活性化協議会事務局規程について

協議第3号 尾鷲市地域公共交通活性化協議会財務規程について

協議第4号 尾鷲市地域公共交通活性化協議会委員等の報酬及び
費用弁償に関する規程について

協議第5号 尾鷲市地域公共交通活性化協議会会議傍聴要綱について

協議第6号 尾鷲市地域公共交通活性化協議会会議録等の公開に
関する要綱について

協議第7号 平成20年度尾鷲市地域公共交通活性化協議会
事業計画について

協議第8号 平成20年度尾鷲市地域公共交通活性化協議会予算
について

5 尾鷲市の公共交通の現況について

6 その他

7 閉 会

○委員出席者

役 職 名	氏 名	団体名	代理出席者
会 長	奥田 尚佳	尾鷲市長	
副 会 長	小川 司	区長会 会長	
座 長	豊福 裕二	三重大学人文学部准教授	
監 事	北村 芳文	自治連合会副会長	
	上村 隼右	老人クラブ会長	
委 員	佐野 八郎	曾根区長	
	小原 章孝	三交南紀交通株式会社 代表取締役	
		三重交通株式会社 南紀営業所長	
	中西 義雄	三重県旅客自動車協会 紀北支部長	
		クリスタルタクシー株式会社尾鷲営業所長	
	西久保 和彦	三交南紀交通労働組合執行委員長	世古 勝幸
	奥野 三男	国土交通省中部運輸局三重運輸支局 首席運輸企画専門官	
	保田 秀樹	尾鷲警察署交通課長	
	舘 敏雄	三重県政策部交通政策室長	
稲垣 秀昭	国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所		
	尾鷲維持出張所長		
伊藤 清則	三重県尾鷲建設事務所長		

○事務局出席者

尾鷲市市長公室

栗藤 和治 (事務局長)

野田 耕史

内山 尚樹

柳田 幸嗣

塩崎 桂士

開会：午後1時30分

1 開会

(事務局長 栗藤)

定刻になりましたので、ただいまから、尾鷲市地域公共交通活性化協議会設立総会を開催いたします。

本日の会議開催にあたり、規約第5条第1項に規定する座長が決定するまで栗藤が仮座長として、会議を運営させていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

傍聴関係の規定につきましては、後ほど、本日の会議の中でご協議いただく予定としておりますが、協議会の設置にあたりまして、多くの住民の方々に関心をもっていただくとの基本方針に基づき、報道関係者および一般の傍聴者の方に会場にお入りいただくことをご理解いただきたいと思います。ご了承くださいませでしょうか。

(「意義なし」の声)

(事務局長 栗藤)

意義なしの声がありましたので、傍聴を許可することとさせていただきます。

傍聴の皆様方がお席にお着きになるまで、いましばらくお待ち下さい。

(報道・一般傍聴者入場)

大変お待たせいたしました。ただいまから尾鷲市地域公共交通活性化協議会設立総会を開会させていただきます。

本日の会議ですが、全委員さんをご出席されておりますので規約第8条第1項の規定によりまして会議が成立しましたことを報告いたします。会議進行上、申し訳ございませんが、携帯電話は、電源を切るかマナーモード設定をしていただきたいと思います。

皆さまの席に尾鷲市地域公共交通活性化協議会委員名簿と会議の配置図をお配りしております。会議資料は前もって配布しております。

本日の会議につきましては、会議資料を1枚めくっていただきますと、会議次第があります。この次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

2 あいさつ

(仮座長 栗藤)

開会にあたり会長にごあいさつをいただきたいと思います。会長であります奥田市長よりあいさつを申し上げます。

(会長 奥田市長)

みなさん、こんにちは。

本日は、尾鷲市地域公共交通活性化協議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

私、この協議会の会長を務めさせていただきますが、皆さんご存知のとおり先月の17日に市長に就任したばかりでありまして、まだ不慣れな点多々あると思いますがご理解いただきたいと思います。

本日の協議会の開会にあたりまして、皆さまに一言ご挨拶申し上げます。

本市のバス路線は、松本線、九鬼線、輪内線がいずれも廃止路線代替バスとして、また、ふれあいバス八鬼山線は自主運行バスとして、三重交通株式会社に運行を委託しております。しかしながら、バス利用者の減少や燃料費の高騰などにより委託料が年々増加しているのが現状であります。

本市の財政状況につきましては、依然として大変厳しい状況にあることから、国の補助事業である地域公共交通活性化・再生総合事業を有効に活用し、市民ニーズを的確に捉えながら、公共交通の利便性の確保や持続可能な交通体系を構築していきたいと考えております。

つきましては、委員の皆さまの忌憚ない意見を頂戴し、本市の実情に即した連携計画を策定してまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくごお願い申し上げます。

3 委嘱状の交付及び委員等の紹介

(仮座長 栗藤)

ありがとうございました。

続きまして、会議次第3番、委嘱状の交付及び委員の紹介でございます。

奥田会長が皆様方の席をまわり、委嘱状を交付させていただきますと思います。

それでは、豊福委員のほうから順次交付をさせていただきますのでよろしくご願いたします

(奥田会長)

委嘱状 豊福様。尾鷲市地域公共交通活性化協議会委員に委嘱します。

平成20年5月28日、尾鷲市地域公共交通活性化協議会会長 奥田 尚佳

・
・
・

どうぞよろしくご願いたします。

(仮座長 栗藤)

ありがとうございました。

次に本日は、第1回の会議でございます。委員の皆様には簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。豊福委員から反時計回りの順にお願いしたいと思います。

(豊福委員)

三重大学人文学部の豊福と申します。よろしくお願いします。

(小川委員)

区長会会長 小川でございます。よろしくお願いします。

(北村委員)

尾鷲自治連合会の北村でございます。よろしくお願いします。

(上村委員)

尾鷲市老人クラブ連合会の上村です。後期高齢までもう少しあるんですけど、よろしくお願いします。

(佐野委員)

曾根区長の佐野です。どうぞよろしくお願いします。

(小原委員)

いつもお世話になっております。三重交通南紀営業所並びに三交南紀営業所を担当しております小原と申します。よろしくお願いします。

(中西委員)

クリスタルタクシー株式会社 尾鷲営業所長の中西です。ひとつよろしくお願いします。

(西久保委員代理 世古)

いつもお世話になっております。三交南紀交通労働組合をやっております。本日、西久保委員委員長の代理でまいりました世古と申します。本日はよろしくお願いします。

(奥野委員)

三重運輸支局の奥野と言います。よろしくお願いします。

(保田委員)

こんにちは。尾鷲警察の交通課長の保田と申します。よろしくお願いいたします。

(館委員)

県庁の交通政策室長の館と申します。よろしくお願いいたします。

(稲垣委員)

国土交通省 紀勢国道事務所 尾鷲維持所長をします稲垣と申します。国道42号の維持修繕管理をしておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

(伊藤委員)

県の尾鷲建設事務所長をします伊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

4 議事

(1) 地域公共交通活性化協議会について

(2) 報告事項

報告第1号 尾鷲市地域公共交通活性化協議会規約について

(仮座長 栗藤)

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

これより議事に入らせていただきます。

まず、「地域公共交通活性化協議会について」及び「報告第1号尾鷲市地域公共交通活性化協議会規約について」を一括して事務局より報告いたします。

(事務局 野田)

事務局の野田です。よろしくお願いいたします。

失礼いたしまして、座って説明させていただきます。

それでは、「地域公共交通活性化協議会について」、報告第1号「尾鷲市地域公共交通活性化協議会規約について」を一括して報告いたします。

最初に、「地域公共交通活性化協議会について」は担当の塩崎から説明させますので、よろしくお願いいたします。

(事務局 塩崎)

事務局の塩崎と申します。よろしくお願いいたします。

まず、これまでの公共交通の経過について説明します。

本市のバス路線は、九鬼線及び松本線が平成3年度から、輪内線が平成15年度から廃止路線代替バスとして、三重交通株式会社に運行を委託し現在も路線の維持を行っていま

す。

平成16年3月に「尾鷲市交通体系計画書」を策定し、平成17年9月から三木浦、早田、九鬼、尾鷲市街地を結ぶ路線を自主運行バスとして試験運行を開始し、平成18年10月から本格運行を開始しております。

さらに、昨年10月に梶賀、曾根、賀田、古江、三木里地区にてアンケート調査を実施し、梶賀、曾根、賀田、古江、三木里と尾鷲市街地を結ぶ市街地直通バス（南回り）の運行に向けて取り組み、本年夏頃を目途に試験運行を開始する予定でありました。

しかし、本市のバス利用者が年々減少し、運行を委託しているバス会社への委託料が増加する一方、県の補助率が年々引き下げられその額が減少している状況であり、本市のバスに対する事業費が増加しております。

本市の財政状況は大変厳しく、今後県からの補助もなくなる可能性があることから、市民ニーズを的確に捉え、交通利便の確保や持続可能な交通体系を市民と協働のうえ検討するため、この協議会を設立しました。

この協議会には、連携計画の策定や連携計画に定める事業の実施に対する国の補助が得られます。しかし、この補助も計画に1年、事業実施に3年と期間の限られたものであることから、市民の皆さまのご理解を得て補助終了後においても持続可能な交通体系を構築することが求められています。

続きまして、設立総会資料の2ページをご覧ください。

道路運送法の一部改正の趣旨及び主な改正点を掲載しております。ここでは、過疎及び少子高齢化が進展する中で「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた交通政策の展開が求められてきております。これに対応するためコミュニティバス、乗合タクシー、市町村バスなどの地域の多様なニーズに対応した安全・安心な公共交通サービスの実現を図るという一部改正の趣旨を記載しております。

主な改正点としては、地域住民との協働により、地域ニーズに柔軟に対応したコミュニティバス、乗合タクシーのサービス提供が可能となるとともに、柔軟な運賃設定が可能となりました。また、多様なニーズに的確に対応した市町村バスやNPOによるボランティア有償運送が可能となりました。

3ページをご覧ください。

地域公共交通会議についてであります。先程説明しましたコミュニティバスや乗合タクシーなどのサービス提供や柔軟な運賃設定をするために、地域公共交通会議を設置し協議する必要があることを記載しております。主宰者は市区町村で構成員は資料の通りであります。

続きまして、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」及び「地域公共交通活性化・再生総合事業」についてであります。

地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取り組み及び創意工夫を総

合的、一体的かつ効率的に推進することにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的にこの法律が施行されました。

この法律に基づき地域公共交通活性化・再生総合事業が実施され、地域の多様なニーズに応えるため、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組み地域の協議会が、地域公共交通総合連携計画の策定及び連携計画に定める事業を実施する場合、国の補助制度が受けられます。

補助内容は、調査事業に定額補助。実証運行及びそれ以外の事業に1/2の補助が受けられます。

次に、尾鷲市地域公共交通活性化協議会についてであります。本協議会では地域公共交通会議と地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会の両側面の性質をもっております。また、地域公共交通活性化再生総合事業を有効活用し、本市の公共交通の活性化及び再生と、住民との協働により、ニーズに即し、かつ持続可能な計画を策定し、実証運行を実施していくこととしています。

取組み内容としては、アンケート、利用実態調査、住民説明会による現状分析及び課題整理を行い、連携計画と事業計画の策定を行います。これを受け次年度に試験運行を実施していきたいと考えております。

報告第1号「尾鷲市地域公共交通活性化協議会規約について」は野田から説明します。

(事務局 野田)

続きまして、報告第1号「尾鷲市地域公共交通活性化協議会規約について」ご報告いたします。

この規約につきまして、要点のみご説明します。

総会資料6ページをお開きください。

まず、第1条は本協議会の設置に関する事項を定めたものであります。

次に、第3条は所掌事務について定めたものであります。

続きまして、第4条の組織ですが、協議会の委員の構成について定めたものであります。

第5条の役員については、役員構成及び選出方法について定めております。

第6条の委員の任期ですが、協議会の委員の任期を2年と定めております。ただし、8ページの附則に記載しております通り今委員の任期については平成22年3月31日までとさせていただきます。

7ページをご覧ください。

第7条は、協議会の会議について定めたものであります。

続きまして、第8条は、協議会の会議運営について定めたものであります。特に第1項では、会議の開催は、委員の半数以上の出席が必要としております。

第9条は、協議会事務局の設置について定めたものであります。

第10条から12条は、経費の負担、監査及び財務に関する事項について定めたもので

あります。

第13条は、本協議会の委員等について、報酬、費用弁償を受けることができる旨を定めております。

第14条は、本協議会の解散の場合の収支決算を定めたものであります。

以上が、「地域公共交通活性化協議会について」及び報告第1号「尾鷲市地域公共交通活性化協議会の規約について」の報告であります。よろしくお願いたします。

(仮座長 栗藤)

ただ今、事務局よりご報告申し上げましたが、何かご質問なり、ご意見等がございましたらご発言をいただきたいと存じます。

(上村委員)

第4条は、9ページに委員の名前がでておりますが、これは、あて職として理解すればいいのか。それとも個人として理解すればいいのか。教えていただきたい。

(事務局 野田)

基本的には、あて職として考えていただいて結構だと思います。

(仮座長 栗藤)

他にご質問等ございましたらご発言お願いします。

よろしいですか。それでは、ここで副会長、座長及び監事の選出をお願いしたいと思います。

規約第5条第3項の規定に基づき副会長及び監事は委員の中から会長が指名するとなっておりますので、会長より指名させていただきます。

(奥田会長)

それでは、副会長及び監事を指名させていただきます。副会長は、小川司委員。監事に北村芳文委員と上村隼右委員をお願いしたいと思います。

(仮座長 栗藤)

ただ今、会長より指名をいただきました。このことについてご意見等がございましたらご発言をいただきたいと思ひます。

(「発言なし」)

(仮座長 栗藤)

よろしいですか。特に、ご発言がないようですので、副会長に小川司委員。監事に上村隼右委員と北村芳文委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に、座長の選出についてであります。規約第5条第5項の規定により座長は委員の互選により決めるとなっておりますので、ご意見を伺いたいと思いますのでよろしくお願いします。

(上村委員)

事務局案はないでしょうか。

(事務局 野田)

事務局案といたしまして、豊福裕二委員を考えていますがいかがでしょうか。

(仮座長 栗藤)

ただいま、事務局より座長に豊福裕二委員を選出したいとの案が示されました。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

(仮座長 栗藤)

よろしいですか。ありがとうございます。それでは座長に豊福委員にお願いするということをご承認いただきました。ここで議長を豊福委員に交代させていただきます。

(豊福議長)

ご指名にあずかりました豊福でございます。僭越ですが議長を務めさせていただきます。簡単ではありますがご挨拶申し上げます。私は、専門的には、住宅問題であるとか、最近では商店街の活性化というか、まちづくりの問題なんかを専門的にやっているのですが、そういう意味では公共交通の問題を専門的にずっとやっているわけではないですけれども、ただ一昨年になりますでしょうか。尾鷲市の総合計画の後期基本計画を策定する際に、都市基盤整備部会というところで、策定指導員という形でささやかにお手伝いさせていただいたのですが、おそらく、その経緯があつて、今回、お声をかけていただいたのだろうというふうに理解をしております。その後期計画にも、この都市基盤整備部会の中には、交通・道路・住宅・公安・公園などの分野が入っていたのですが、その中に交通の分野が含まれておりました。そこで市民アンケートの結果も出ておりましたが、公共交通の分野というのは、政策の重要度が非常に高い中で、一方で住民の満足度が非常に低いという結果が出ておりました。この協議会というのは、基本計画の施策を具体化していく場であろうと理解しておりますので、ぜひ、積極的にご意見いただいて、持続的な持続可能な公共交通の

仕組みを作り上げていただきたいというふうに思います。拙い部分があるかもしれませんが、ご協力いただきたいといます。では、座って進めさせていただきます。

(2) 報告事項

協議第1号 尾鷲市地域公共交通活性化協議会会議運営規程について

協議第2号 尾鷲市地域公共交通活性化協議会事務局規程について

協議第3号 尾鷲市地域公共交通活性化協議会財務規程について

協議第4号 尾鷲市地域公共交通活性化協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

(豊福議長)

それでは、まず協議事項に入らせていただきますが、協議第1号「尾鷲市地域公共交通活性化協議会会議運営規程について」から協議第4号「尾鷲市地域公共交通活性化協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程」までを一括して議題といたします。

事務局より説明をよろしくお願ひします。

(事務局)

総会資料の11・12ページをご欄下さい。

まず、報告第2号「尾鷲市地域公共交通活性化協議会会議運営規程」についてご説明します。

この会議運営規程は、規約第8条第4項の規定に基づき、会議の運営方針について定めようとするものであります。

第2条では、会議を原則公開としております。

第3条では、会議の円滑な進行を図るため、議長は迅速かつ能率的な運営に努め、委員は会議の円滑な議事運営に協力しなければならないとしております。

第5条2項では、委員は議長の許可を得た後に、発言をいただくこととなっております。

第6条では、協議会の表決について委員の過半数の賛成をもって進めるといたしております。

第7条は、会議録の調製に関する事項であります。会議録には、開催の日時及び場所、出席委員の氏名、議題及び議事の要旨等について調製することといたしております。

第8条は、会議録等の公開に関するものであります。会議録並びに会議に付された会議資料及び付属資料は公開することといたしております。

第9条は、会議の傍聴に関する規定。第10条は、会議中及び会議場における規律でございます。

次に、協議第2号「尾鷲市地域公共交通活性化協議会事務局規程」についてご説明しま

す。

総会資料14ページ・15ページをご覧ください。

本規程は、規約第9条第4項の規定に基づき、事務局に関し必要なものを定めようとするものであります。

第2条の事務局の所掌事務につきましては、協議会の会議や会議資料の作成、協議会の庶務、その他協議会の運営に関し必要な事項といたしております。

その他第4条で専決事項の規定を盛り込んでおります。

次に、協議第3号「尾鷲市地域公共交通活性化協議会財務規程」についてご説明します。

総会資料の17・18ページをご覧ください。

本規程は、規約第12条の規定に基づき、協議会の財務について必要な事項を定めるものであります。

第2条第2項であります。予算の編成につきましては、毎会計年度開始前に協議会の承認を受けなければならないとありますが、今年度については、附則において本日の第1回の協議会に諮るとしております。

第3条は予算の補正について、第4条は歳入・歳出の区分についての規定で19ページの別表のとおりであります。

第6条で出納、現金の保管等。第9条で、決算について規定をしております。

次に、協議第4号「尾鷲市地域公共交通活性化協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程」についてご説明します。

総会資料の21ページをご覧ください。

本規程は、規約第13条第2項の規定に基づき、協議会委員等の報酬、費用弁償に関し必要な事項を定めようとするものです。

まず、第2条の報酬の額であります。「協議会委員等の報酬は、日額6,600円とする。ただし、地方公共団体の長、国、その他常勤職員、公共交通事業者及びその組織する団体並びに公安委員会からの選出委員については、これを支給しないものとする。」となっております。

第3条の費用弁償であります。前条のただし書き規定以外の委員等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給するとしております。

以上で、協議第1号から4号までの説明であります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

(豊福議長)

ありがとうございます。ただ今、第1号から第4号まで一括して説明をしていただきま

した。これに関しまして何かご質問、ご意見等がございますでしょうか。

(「発言なし」)

特に、ご意見もないようでありますので、協議第1号から第4号までを、一括してお諮りしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(豊福議長)

お諮りいたします。協議第1号から第4号の規定について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員ですね。では、協議第1号から第4号の規定について原案の通り承認いたします。

(2) 報告事項

協議第5号 尾鷲市地域公共交通活性化協議会会議傍聴要綱
について

協議第6号 尾鷲市地域公共交通活性化協議会会議録等の公開に
関する要綱について

(豊福議長)

続きまして、協議第5号及び協議第6号を一括して議題としたいと思います。
事務局より説明をお願いします。

(事務局)

まず、協議第5号「尾鷲市地域公共交通活性化協議会会議傍聴要綱」についてご説明します。総会資料の23・24ページをご覧ください。

この要綱は、協議会会議運営規程第9条第2項の規定に基づき会議の傍聴に関し必要な事項を定めたものであります。

第2条で、報道関係者とその他の一般の傍聴人で区別し、傍聴人の定数は特に規定しておりません。

第3条では、報道関係者及び一般傍聴人は、それぞれ受付簿により手続きをしていただきます。傍聴人を制限する必要があると認めるときは、開催予定時刻の15分前にくじ引

きで決めます。

第4条は傍聴席に入ることのできない者であります。第1号から第5号までとなっております。

第5条の傍聴人の守るべき事項ですが、第1号から第8号までの行為となっております。

第8条で、傍聴人の退場ということで、傍聴人は、会議を公開しない決定があった時は、退場しなければならないとなっております。

第9条では、違反に対する措置で、要綱に違反するときは、議長が制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができるといたしております。

次に、協議第6号「尾鷲市地域公共交通活性化協議会会議録等の公開に関する要綱」についてご説明します。

総会資料の28ページをご覧ください。

この要綱は、協議会会議運営規程第8条第2項の規定に基づき会議録及び会議資料の公開に関し必要な事項を定めたものであります。

第2条第1項で、何人も会議録等の公開を請求することができるとなっております。第2項では、公開の請求は、会議録等公開申出書に記載して提出するとなっております。

第3条の公開に供する会議録として、当該文書の写しとする。ただし、会議資料については、この限りでないとしています。

第4条の公開の場所及び時間は、協議会の事務局とし、執務時間内としています。

以上で、協議5号及び第6号までの説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

(豊福議長)

はい、ありがとうございました。ただ今、事務局のほうから協議第5号及び第6号まで一括して説明をしていただきました。これに関して何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(「発言なし」)

よろしいでしょうか。では第5号、第6号を一括してお諮りしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(豊福議長)

では、お諮りいたします。協議第5号及び第6号の規定について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員ということで、協議第5号及び第6号の規定について原案の通り承認いたします。

(2) 報告事項

協議第7号 平成20年度尾鷲市地域公共交通活性化協議会
事業計画について

協議第8号 平成20年度尾鷲市地域公共交通活性化協議会予算
について

(豊福議長)

それでは、続きまして、協議第7号及び協議第8号について一括して議題といたします。
では、事務局より説明をお願いします。

(事務局 塩崎)

協議第7号「平成20年度尾鷲市地域公共交通活性化協議会事業計画」について、及び協議第8号「平成20年度尾鷲市地域公共交通活性化協議会予算」について一括してご説明します。

総会資料の31ページをご覧ください。

まず、協議第7号の「平成20年度尾鷲市地域公共交通活性化協議会事業計画」についてご説明します。1番目の会議の開催ですが、5月から来年の3月までとしております。

2番目では公共交通総合連携計画及び事業計画の策定を行うとしております。

3番目の市民アンケートの実施ですが、連携計画策定に向けての市民アンケートを実施することとしております。

4番目の市民説明会の実施ですが、各地区に出向き連携計画の説明会を実施することとしております。

5番目のパブリックコメントについては、連携計画案に対するパブリックコメントを求めることとしております。

最後に、情報提供ですが、協議会の概要、会議の結果等をホームページにより配信し、情報提供を行うこととしております。

続きまして、協議第8号「平成20年度尾鷲市地域公共交通活性化協議会予算」についてご説明します。

別紙資料、平成20年度尾鷲市地域公共交通活性化協議会予算書（案）の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ360万円と定めております。

次に5ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、1款分担金及び負担金につきましては、尾鷲市負担金として30万円を計上しております。

2款国庫支出金につきましては、公共交通活性化・再生総合事業補助金329万8千円を計上しています。

3款諸収入につきましては、預金利子及び雑入として千円を計上し、合計360万円を計上しております。

次に6ページをご覧ください。

歳出であります。1款総務費として35万円を計上し、このうち1目会議運営費は26万2千円であります。

節ごとにご説明しますと、報酬に19万8千円、これは委員報酬として、1回6千6百円を支給することにしております。

旅費に5万4千円、これは委員の費用弁償であります。

需用費に1万円、これは協議会事務用品であります。

同じく総務費のうち、2目事務局費は8万8千円あります。

節ごとにご説明しますと、需要費に3万円、これは事務局事務用品であります。

役務費に4万6千円、これは郵便料金及び手数料であります。

備品購入費に1万2千円、これは協議会会長の公印の購入であります。

2款事業費・1目事業推進費として、315万円を計上し、これは連携計画策定に係る委託料であります。

2目広報公聴費として、5万円を計上し、これは住民説明会資料作成にかかる需用費であります。

3款予備費として、5万円を計上しております。

その結果、歳入歳出予算総額は、360万円と相成ります。

以上が、協議第7号「平成20年度尾鷲市地域公共交通活性化協議会事業計画」について、協議第8号「平成20年度尾鷲市地域公共交通活性化協議会予算」についての説明であります。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(豊福議長)

ただ今、事務局より協議第7号及び第8号まで一括して説明をしていただきました。これに関して何かご質問、ご意見等がありましたら、ご発言をいただきたいと存じます。

(上村委員)

まだスタートしたばかりで、具体的なことはわからないのですが、6ページの事業推進費の13節に委託料315万円があがっていますが、これについて、どういったことを委託するのか、具体的な案なるものがあればお示しいただきたと思います。

(事務局 内山)

事務局の内山です。よろしくお願いいたします。

連携計画の策定の委託料につきましては、本会議の議事録を作成するというふうになっておまして、会議の議事録の作成とかですね。連携計画のアンケート調査の事務を委託する。あと、連携計画の印刷業務を現在のところ考えております。

(上村委員)

まだ、今日の時点で具体的なことは、決まっていないと思いますので、追々説明していただきたいと思います。

(豊福議長)

他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。協議第7号及び第8号について、一括してお諮りさせていただきます。

(「異議なし」の声)

(豊福議長)

お諮りします。協議第7号及び第8号の規定について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

はい、挙手全員であります。よって協議第7号及び第8号の規定について原案の通り承認いたします。

5 尾鷲市の公共交通の現況について

(豊福議長)

協議事項はここまでですね。それでは、会議次第の5番目になりますが、尾鷲市の公共交通の現況について、事務局のほうから説明をお願いします。

(事務局 塩崎)

それでは、尾鷲市の公共交通の現況について説明いたします。

別紙資料の1ページをご覧ください。鉄道はJR東海が運行しており、市内に5駅が存在し、普通列車が上下各10本。特急南紀が尾鷲駅のみに停車し、上下各4本が運行しております。

路線バスは、長島線、島勝線、松本線、九鬼線、輪内線の5路線及びふれあいバス八鬼山線が運行しております。その他に東京・名古屋・松阪・津行の長距離バス路線も毎日運行しております。

島勝線は生活交道路線バス、長島線は第3種生活路線バス、松本線・九鬼線・輪内線は廃止路線代替バスとして、ふれあいバス八鬼山線は自主運行バスとして運行されております。いずれの路線とも運行に対する赤字補填のため、国、県、市が補助をしております。補助内容は※印にて記載しておりますので、後ほどご覧ください。

それぞれのバス路線の現況について説明します。

廃止路線代替バスである松本線、九鬼線、輪内線について、まず松本線の現況を説明しますとジャスコ、紀伊松本間を1日7往復運行しております。補助金の推移は2ページに記載しております。平成19年度ベースで運行経費に対する補助額の割合は約60%であります。

九鬼線については、九鬼、早田間は1日13往復運行しており、平成19年度ベースで運行経費に対する補助額の割合は50%であります。

輪内線については、三木浦、三木里間が1日9往復。三木里、古江間が1日4往復。古江、賀田間は1日12往復。賀田、梶賀間は1日9往復運行しております。平成19年度ベースで運行経費に対する補助額の割合は約75%であります。

自主運行バスであるふれあいバス八鬼山線は本年4月実績で1便平均乗車率が、平日で三木浦から尾鷲間が12.9人。尾鷲から三木浦間が10.8人で、土日祝日平均及び月平均は表の通りであります。

補助金の推移を掲載しております。平成19年度ベースで運行経費に対する補助額の割合は約50%であります。

次に4ページをご覧ください。人口の状況であります。平成19年10月1日現在の本市人口は22,307人です。国勢調査結果による人口推計を表に取りまとめておりますが、平成22年には2万人を下回ることが予測されております。

高齢化率は平成17年で31.1%。平成22年には37%となり、平成27年には4

0%を超えることが予想されている一方、15歳未満の年少人口は、平成17年で11.6%であるものが、平成27年には9.5%と減少し少子高齢化が一層進展するものと予想されています。

5ページをご覧ください。

児童生徒の通学手段は、須賀利地区の小中学生はスクールタクシー。行野、早田地区の小中学生はバス路線による通学。三木浦・三木里地区の中学生及び古江・梶賀地区の小中学生はスクールバスにて通学しております。地区別の年少人口は表の通りであります。

道路は、本年4月に国道42号熊野尾鷲道路尾鷲南、三木里間が開通し、今後平成25年の式年遷宮に向けて近畿自動車道紀勢線及び熊野尾鷲道路三木里、熊野間が整備され、高速道路網が整備されつつあります。

6ページには、地域公共交通会議スケジュールを記載しております。

総合連携計画のスケジュールは7月に連携計画策定の支援業者の選定を行い、その後アンケート調査を実施していきます。また、連携計画の基本方針や基本的な路線、運行形態及び利用料金についての考え方を作成し、住民説明会を実施します。この住民説明会における意見徴収を踏まえ連携計画の原案を、11月ごろを目途に策定し、パブリックコメントいわゆる市民からの連携計画に対する意見徴収を実施していきます。連携計画については1月ごろの完成を予定しております。

次に、協議会については、第2回目を8月末ごろ、第3回を11月、第4回を1月、第5回を3月と計5回を予定しております。その他については、補助金の交付申請等について記載しております。

A3のカラーで尾鷲市のバス路線を地図上で掲載しておりますが、後ほどご覧ください。以上であります。

(豊福議長)

どうもありがとうございました。ただいまの質問に対して、何かご質問、あるいはご意見等ございますでしょうか。今回概況説明ということですが、何かご質問等ございませんでしょうか。

(西久保委員代理 世古)

こちらの尾鷲市バス路線のA3のカラーのほうですが、ふれあいバスの記載の費用とか補助がありますが、最初に説明していただいた金額と異なるが、これは、平成何年度の資料になるのでしょうか。

(事務局 内山)

尾鷲市のバス路線につきましては、県の補助ベースの金額であげさせてもらっております。廃止路線代替バスにつきましては、県補助ベースの数値を全て計上させていただきま

したが、ふれあいバス八鬼山線につきましては、自主運行バスの実績の数値をあげておりますので、差異が生じておりますことをご理解いただきますようお願いいたします。

(豊福議長)

ありがとうございます。その他に何かございますか。

(上村委員)

6 ページのスケジュールであります。協議会の開催が年度内5回となっております。第5回目で答申書的なものを作るのであるのか。それとも21年度まで行っていくのか、教えていただきたい。報告書を作るわけですね。5回で報告書を作り、実証運行をしていく流れになっているが、21年度の協議会委員の役割は。そのへんはどうなるのでしょうか。

(事務局 内山)

第1回から第4回までにつきましては、連携計画の策定を主に置いておまして、連携計画の案の承認を第4回に行っていただくように考えております。

これを受けまして、バスの実証運行の補助事業につきましては、本協議会のほうに交付される予定となっておりますので、平成21年度の予算承認を第5回の協議会で行っていただきたいということで、第5回は、その意味で計上しております。第6回以降につきましては、21年度、実証運行開始を21年度に行うわけですが、その中間や補正予算が必要な時に協議会を開催したいと思っています。基本的には、協議会でバスの運行を決定し、予算も計上すると考えておりますので、21年度以降も引き続き、お願いすることとなります。また、実証運行のほうを協議会でやるということになれば、協議会の委員さんが重荷になることもありますので、このあたりは、国・県と協議しながら、どこが運行主体になるのか、ということもこの場で協議させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

(豊福議長)

よろしいでしょうか。その他にご質問等ございますでしょうか。

(「発言なし」)

6 その他

(豊福議長)

その他に何かございますか。

(「発言なし」)

特にないようですので、事務局より連絡等がありますか。

(事務局)

スケジュールについては、先ほど塩崎のほうから説明させていただいております。さきほどもありましたように第2回の協議会につきましては、8月下旬を予定しております。開催にあたりましては、事務局より別途連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(豊福議長)

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、本日の「尾鷲市地域公共交通活性化協議会」を閉会させていただきます。お疲れ様でした。

閉会：午後2時30分